

野菜や花を育ててみませんか？ 農園利用者 募集！！

●申込・問合先 市役所経済課 農業振興G 内線 263、264



▲自分で育てた、おいしい野菜♪

土と水とふれあい、自分の手で収穫する野菜は
味わいもひとしお。土を耕すことから始まる農作
業は、自然を相手にする楽しさを実感できます。
皆さんのご応募、お待ちしております！

	瓜代農園	土に親しむ農園
場所	高野地内	立沢地内
設備	水道、トイレ、農機具 (ミニ耕運機有)、休憩 施設、駐車スペース	農具、洗い場、駐車スペース
募集 区画	30区画 (1区画 30㎡) ※複数区画利用可	19区画 50㎡・3区画／30㎡・8区画 20㎡・7区画／14㎡・1区画
使用 期間	4月1日(水)～平成28年3月31日(木)	
年間 使用 料	12,300円	50㎡・12,000円／30㎡・7,200円 20㎡・4,800円／14㎡・3,360円
申込 方法	窓口へ直接申し込む ※随時受付／先着順	1月26日(月)～3月13日(金)に窓口 へ直接申し込む(平日のみ受付)



▲栽培を通じて、土にふれる喜びを体験してみませんか？

児童扶養手当法の一部が改正されました

●問合先 児童福祉課 子育て応援G 内線 156

公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労
災年金、遺族補償など)を受給する方は児童扶養
手当を受給できませんでしたが、平成26年12月
以降は、年金月額が児童扶養手当月額より低い方
は、その差額分の児童扶養手当を受給できるよう
になりました。下記に該当する方は、窓口で相談
の上、申請手続きを行ってください。

○今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・子どもを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

*平成26年12月1日現在で要件を満たしている
方が、3月31日(火)までに認定請求の手続きを行
うと、平成26年12月分の手当から受給できます。

茨城のいいところ、いばらき女性特派員 発信しませんか？ 募集中！

●活動内容

県の主要事業や施設等を取材し、県広報紙「ひ
ばり」の原稿を作成／ツイッターでの情報発信

●任期 4月～平成28年3月 ●募集人数 4人

●応募資格

- ①県内在住で満20歳以上の女性(平成27年4月1日現在)
- ②公務員や議会の議員でない方
- ③取材先の要望する日時に応じて取材できる方
(平日の日中の取材が主)
- ④自分で取材先(県内全域)に移動できる方

●謝礼 年間6万円

●応募方法 応募用紙を県ホームページから取得
し、必要事項を記入して2月13日(金)までに応募
する(電子メールの応募可)

●問合先 県広報広聴課 ☎ 029-301-2128

HP <http://www.pref.ibaraki.jp> ✉ koho3@pref.ibaraki.lg.jp